

弟子屈町景観条例

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づいて、景観づくり（又は景観形成）に関する必要な事項を定めることにより、町民、事業者及び行政が協働して誇りと愛着の持てる弟子屈町の景観を守り、創り、次世代に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり（又は景観形成） 町、町民及び事業者が協働して景観を守り、創ることをいう。
- (2) 景観計画 法第8条第1項の景観計画をいう。
- (3) 景観計画区域 法第8条第2項第1号の景観計画区域をいう。
- (4) 景観重点区域 景観づくりを重点的に図る必要があると認められる区域をいう。
- (5) 景観形成推進区域 将来的に景観重点区域として指定を図る必要があると認められる区域をいう。
- (6) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (7) 工作物 建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (8) 建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。
- (9) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。

(町の責務)

第3条 町は、景観づくりに関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、町民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 町は、町民及び事業者の景観づくりに関する知識の普及及び意識の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 町は、公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合においては、景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、自らが景観づくりの担い手として、景観づくりに関する理解を深め、地域の景観づくりに努めるとともに、町が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの活動が地域の景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、事業活動を行うに当たっては、その周辺の景観に十分配慮するとともに、町が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(来訪者の協力等)

第6条 町、町民及び事業者は、来訪者に対し自らが取り組む景観づくりについて、理解と協力を求めることができる。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第7条 この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

(景観計画)

第8条 町長は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な計画として、法第8条第1項に基づき景観計画を定めるものとする。

2 町長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ弟子屈町景観審議会(第22条第1項に規定する弟子屈町景観審議会をいう。以下同じ。)の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(景観重点区域、景観形成推進区域の指定)

第9条 町長は、景観計画において、景観計画区域内で特に重点的な景観づくりを進める必要がある区域を景観重点区域(以下「重点区域」という。)及び景観形成推進区域(以下「推進区域」という。)として指定することができる。この場合において、重点区域及び推進区域として指定することができる区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

(1) 重点区域 次のいずれかに該当する区域

ア 国立公園の豊かな自然環境や広域的な景観を保全する必要がある区域

イ まちの顔や地域のにぎわいを創出するうえで良好な景観を形成する必要がある区域

ウ 観光振興や多様な交流の促進を図るうえで良好な景観を形成する必要がある区域

(2) 推進区域 国立公園のまちとして、周囲の景観とともに良好な景観を将来にわたり保全していくことが必要な区域

2 町長は、推進区域について、重点的な景観づくりを図る必要性が高まった際に、重点区域へと指定変更することができる。

3 重点区域及び推進区域を指定しようとするときは、法第8条第2項第2号に規定する行為の制限に関する事項及び同条第3項に規定する良好な景観の形成に関する方針を当該指定しようとする区域ごとに定めるものとする。

4 町長は、指定した重点区域を解除又は変更することができる。

5 町長は、重点区域を指定又は解除若しくは変更しようとするときは、弟子屈町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第10条 町長は、法第12条及び法第13条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定しようとするときは、あらかじめ、弟子屈町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の届出等)

第11条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知は、規則で定めるところにより行わなければならない。

2 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、規則で定める図書とする。

(事前協議)

第12条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出(重点区域の内、景観計画で定める区域に限る。)をしようとする者は、届出の前に、規則で定めるところにより、あらかじめ、

町長と協議しなければならない。

2 前項の協議をする時期は、規則で定める。

(助言及び指導)

第 13 条 町長は、前条の規定による協議において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、当該届出を要する行為をしようとする者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

(勧告の手続)

第 14 条 町長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、弟子屈町景観審議会の意見を聴かななければならない。

(適用除外行為)

第 15 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為（同項第 2 号に掲げる行為にあつては、工作物に係る行為に限る。）のうち、規則で定める規模以下のもの。

(2) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可、認可又は届出等を要する行為のうち、規則で定めるもの。

(特定届出対象行為)

第 16 条 法第 17 条第 1 項の条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる届出を要する行為とする。

(変更命令等の手続)

第 17 条 町長は、法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、弟子屈町景観審議会の意見を聴かななければならない。

(事前公開)

第 18 条 法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る行為の内容について町民等に公開しなければならない。

2 届出者は、前項に規定する公開を行うに当たっては、規則で定める標識を当該届出に係る行為をしようとする土地の区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(説明会の開催)

第 19 条 届出者は、前条第 1 項に規定する公開を行った後、当該届出に係る行為の内容及び景観への影響について関係住民等の理解を得るための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 届出者は、説明会を開催する場合は、あらかじめその旨を関係住民等に公表するとともに、町長に通知しなければならない。

3 届出者は、説明会を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を町長に報告しなければならない。

4 届出者は、説明会において関係住民等との協議により必要が生じた場合は、関係住民等と協定を締結するものとする。

(指定等)

第 20 条 町長は、次に掲げる処分等をしようとするときは、あらかじめ、弟子屈町景観審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定又は法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木の指定

(2) 法第 20 条第 3 項の規定による景観重要建造物として指定する必要がある旨の通知

又は法第 29 条第 3 項の規定による景観重要樹木として指定する必要がない旨の通知

- (3) 法第 22 条第 1 項の規定による景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の許可又は法第 31 条第 1 項の規定による景観重要樹木の伐採又は移植の許可
- (4) 法第 23 条第 1 項規定による原状回復等の命令（法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）
- (5) 法第 26 条の規定による景観重要建造物の管理の方法に関する命令若しくは勧告又は法第 34 条の規定による景観重要樹木の管理の方法に関する命令若しくは勧告
- (6) 法第 27 条第 1 項（法第 19 条第 3 項に規定する建造物に該当するに至ったときを除く。）若しくは第 2 項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第 35 条第 1 項（法第 28 条第 3 項に規定する樹木に該当するに至ったときを除く。）若しくは第 2 項の規定による景観重要樹木の指定の解除
（管理の方法の基準）

第 21 条 法第 25 条第 2 項の規定により定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 修繕をする場合にあっては、原則として当該修繕前の外観を変更することがないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める措置を講ずること。

2 法第 33 条第 2 項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める措置を講ずること。

（審議会）

第 22 条 景観づくりに関する事項を調査審議させるため、町長の附属機関として、弟子屈町景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 景観づくりの推進に関する重要事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属された事項
- (3) その他景観づくりの推進に関する事項

3 審議会は、前項の事項に関し町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

5 委員は、学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。

（任期）

第 23 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第24条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第26条の規定は景観計画を定めた旨の告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に北海道景観条例（平成20年北海道条例第56号。次項において「道条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日から景観計画を定めた旨の告示の日の前日までの間は、道条例の規定により定められた景観計画（町の区域に係る部分に限る。）は、第8条第1項の規定により定めた景観計画とみなす。

弟子屈町景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び弟子屈町景観条例（令和4年弟子屈町条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第7号の規定で定める工作物は、次に掲げる工作物（以下「工作物」という。）とする。

- (1) 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。）
- (3) 風力発電設備
- (4) 煙突その他これらに類する工作物
- (5) 物見塔その他これらに類する工作物
- (6) 彫刻、記念碑その他これらに類する工作物
- (7) 観覧車、コースターその他これらに類する遊戯施設
- (8) 自動車車庫の用に供する立体的な施設
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設
- (11) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物
- (12) 太陽電池発電設備

(景観計画の軽微な変更)

第3条 条例第8条第3項の規定で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 法、条例その他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理等
- (2) 関連計画の見直しに伴い当然必要とされる用語の整理等

(行為の届出等)

第4条 条例第11条第1項に規定する行為の届出等は、次の各号に掲げる届出又は通知の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出 別記様式第1号
- (2) 法第16条第2項の規定による届出 別記様式第2号
- (3) 法第16条第5項の規定による通知 別記様式第3号

2 別記様式第1号及び別記様式第3号には、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項各号に掲げる図書のほか、別記様式第4号による景観計画に定める良好な景観の形成を図るための事項への対応状況を説明する書類（以下「景観形成の配慮事項に係る対応説明書」という。）を添付しなければならない。

3 条例第11条第2項の規定で定める図書は、別表第1のとおりとする。

4 条例第11条第1項に規定する届出を要する行為の規模は、別表第2（条例第9条第1項の規定により指定された景観重点区域においては、別表第3、別表第4）のとおりとする。

(事前協議)

第5条 条例第12条第1項の規定による事前協議は、事前協議書（別記様式第5号）と次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。ただし、行為の種類、規模等により町長が添付を要しないと認めるものについては、この限りではない。

- (1) 省令第1条第2項各号に定める図書
- (2) その他町長が必要と認めるもの

2 条例第 12 条第 2 項の規定による事前協議は、計画及び設計が変更可能な時期までに行うものとする。
(適用除外行為)

第 6 条 条例第 15 条第 1 号の規則で定める規模は、別表第 2 (条例第 9 条第 1 項の規定により指定された景観重点区域においては、別表第 3、別表第 4) 以下のものとする。

2 条例第 15 条第 1 項第 2 号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) 第 10 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 33 条第 1 項、第 68 条第 1 項後段
- (2) 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 10 条の 2 第 1 項、第 34 条第 1 項及び第 2 項
- (3) 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 125 条第 1 項、第 127 条第 1 項
- (4) 総発電出力が 10 キロワット未満の太陽電池発電設備 (同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を除く。)
- (5) 居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業
- (6) 農業及び林業並びに畜産を営むために行う行為
(事前公開の標識)

第 7 条 条例第 18 条第 2 項に規定する標識 (以下「標識」という。) は、行為等のお知らせ (別記様式第 7 号) によるものとする。

2 標識の設置に係る費用は、事業者の負担とする。

(説明会の開催)

第 8 条 条例第 19 条第 2 項の規定による公表は、当該説明会の日程、場所、行為等の内容等を関係住民等への通知、回覧その他の方法により行うものとする。

2 条例第 19 条第 3 項の規定による報告は、関係住民等説明会結果報告書 (別記様式第 8 号) によるものとする。

(身分証明書)

第 9 条 法第 17 条第 8 項の身分を示す証明書は、別記様式第 9 号によるものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木を表示する標識)

第 10 条 法第 21 条第 2 項及び法第 30 条第 2 項の標識は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

2 前項の標識は、景観重要建造物にあつては別記様式第 10 号、景観重要樹木にあつては別記様式第 11 号によるものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 11 条 条例第 21 条第 1 項第 4 号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失し、又は損傷するおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議してその滅失又は損傷を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した樹木又は危険な樹木は、速やかに伐採すること。

2 条例第 21 条第 2 項第 3 号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議してその滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

建築物の建築等又は工作物の建設等の場合

図書の名称	縮尺	表示すべき事項	備考
位置図	2, 500分の1以上	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況	景観法施行規則第1条第2項に定める図書
配置図	200分の1以上	当該敷地内における建築物又は工作物の設置位置	樹木や道路の配置、法面の有無、地形や土地利用など周辺環境との関係性を示すこと
平面図	200分の1以上	建築物又は工作物の間取り、寸法、床面積	用途や構成を示すこと
立面図	200分の1以上	建築物又は工作物の高さ及び外観等	<ul style="list-style-type: none"> ・彩色が施され、2面以上示すこと ・景観法施行規則第1条第2項に定める図書
写真		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況	
パース図		建築物又は工作物の彩色も含めた完成予想図	
土地の造成計画平面図及び断面図	200分の1以上	現況、計画地盤面、切土、盛土等の状況	土地の区画形質の変更及び急傾斜地での土地の造成の行為のみ
工作物の設置に関する誓約書			別記様式第6号
工作物の設置等の計画書			
関係住民等説明会結果報告書			別記様式第8号
その他町長が必要と認める図書及び資料			必要に応じて提出

別表第2（第4条及び第6条関係） 景観計画区域

	行為の区分	規模
法第16条第1項第1号の規定する行為	(1) 新築又は移転	高さ13メートルかつ延べ面積2,000平方メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（この表において「修繕等」という。）	当該建築物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1
法第16号第1項第2号に規定する行為	(1) 新築又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1項第1号に掲げる工作物 高さ5メートル イ 第2条第1項第2号から第4号までに掲げる工作物 高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル） ウ 第2条第1項第5号に掲げる工作物 高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル） エ 第2条第1項第6号から第11号までに掲げる工作物 高さ13メートルかつ築造面積2,000平方メートル オ 第2条第1項第12号に掲げる工作物 高さ5メートルかつ築造面積1,000平方メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	(3) 外観を変更することとなる修繕等	当該工作物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1
法第16号第1項第3号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが5メートル

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。

別表第3 (第4条及び第6条関係) 景観重点区域①(国立公園普通地域、国道391号、国道241号、国道243号の一部等)

行為の区分		規模
法第16条第1項第1号の規定する行為	(1) 新築又は移転	高さ13メートル又はかつ面積2,000平方メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(この表において「修繕等」という。)	当該建築物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1
法第16号第1項第2号に規定する行為	(1) 新築又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1項第1号に掲げる工作物 高さ5メートル イ 第2条第1項第2号から第4号までに掲げる工作物 高さ15メートル(建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル) ウ 第2条第1項第5号に掲げる工作物 高さ13メートル(建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル) エ 第2条第1項第6号から第11号までに掲げる工作物 高さ13メートルかつ築造面積2,000平方メートル オ 第2条第1項第12号に掲げる工作物 当該工作物のすべて
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1号から第11号に掲げる工作物の増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模 イ 第2条第1号から第11号に掲げる工作物の増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く ウ 第2条第1項第12号に掲げる工作物を増築又は改築するとき ・当該工作物のすべて
	(3) 外観を変更することとなる修繕等	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1号から第11号に掲げる工作物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1 イ 第2条第1項第12号に掲げる工作物の修繕等にあっては、当該工作物のすべて
法第16号第1項第3号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが5メートル

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条の規定に準ずるものとする。

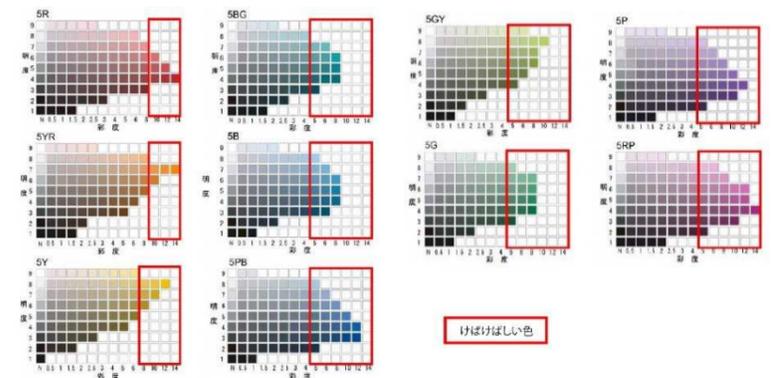
別表第4（第4条及び第6条関係） 景観重点区域②(南弟子屈方面などの国道391号、国道243号の一部等)

行為の区分	規模
<p>法第16条第1項第1号の規定する行為</p>	<p>(1) 新築又は移転 高さ13メートルかつ延べ面積2,000平方メートル</p> <p>(2) 増築又は改築 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く</p> <p>(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（この表において「修繕等」という。） 当該建築物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1</p>
<p>法第16号第1項第2号に規定する行為</p>	<p>(1) 新築又は移転 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1項第1号に掲げる工作物 高さ5メートル イ 第2条第1項第2号から第4号までに掲げる工作物 高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル） ウ 第2条第1項第5号に掲げる工作物 高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル） エ 第2条第1項第6号から第11号までに掲げる工作物 高さ13メートルかつ築造面積2,000平方メートル オ 第2条第1項第12号に掲げる工作物 高さ5メートルかつ築造面積1,000平方メートル （ただし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条及び同法施行規則第1条で規定された「農用地等」及び同法第6条で規定された「農業振興地域」に位置しながら、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条で規定される地目のうち「原野」「宅地」に該当する場合は、当該工作物のすべて）</p> <p>(2) 増築又は改築 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1号から第12号に掲げる工作物の増築前又は改築前の規模が(1)に規定する規模 イ 第2条第1号から第12号に掲げる工作物の増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く （ただし、(1)のオに該当する場合は、当該工作物のすべて）</p> <p>(3) 外観を変更することとなる修繕等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 当該工作物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1 イ 第2条第1項第12号に掲げる工作物の修繕等にあつては、当該工作物のすべて</p>
<p>法第16号第1項第3号に規定する行為</p>	<p>当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ず</p>

	る法面又は擁壁の高さが5メートル
--	------------------

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。

1 景観形成基準 (各区域共通)

行為の種類		景観形成基準(各区域共通)
建築物・工作物	位置・配置	<p>1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。</p> <p>2) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。</p>
	規模	<p>1) 地域の特性や周辺の建築物または工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。</p> <p>2) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。</p> <p>3) 建築物及び工作物の高さは、原則として13mを超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うこと(ただし、国立公園の特例地域(川湯集団施設地区、川湯駅前等)に該当する地域は、この限りでない)。</p>
	形態意匠	<p>周辺景観との調和</p> <p>1) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。</p> <p>2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。</p> <p>3) 四季を通じての周辺景観と調和する色彩を基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと。</p> <p>建築物・屋根のデザイン</p> <p>4) 国立公園区域との調和を図るため、切妻、寄棟、入母屋形式又はマンサード屋根等の勾配のある屋根とするよう努めること。</p> <p>5) ただし、既存建築物の増改築の場合であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合、他から望見されることのない場所に位置する場合、又は建築面積 10 m²以下程度の小規模な建築物である場合、周辺景観との調和を著しく阻害しない場合にはこの限りではない。</p> <p>建築物・壁面後退</p> <p>6) 国立公園のまちにおける景観形成のため、道路沿いの壁面線を揃えるものとする。なお、壁面線を揃える必要のない場合には道路から極力後退させる。(阿寒国立公園川湯地域管理計画書(許可、届出等取扱方針)を参照)</p> <p>工作物(道路工作物、さく、鉄塔、処理施設等)のデザイン</p> <p>7) 国立公園区域との調和を図るため、道路及び園地等から見たときに屈斜路外輪山の山稜線を分断しないようにする。また、眺望を妨げないような規模や位置に配置する。</p>
形態意匠	<p>1) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p> <p>2) オイルタンクや室外機など、建築物等に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、または目隠しをする等の工夫をすること。</p> <p>3) 建築物及び工作物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の 1/5 を超えないこと。</p> <p>【けばけばしい色彩の範囲】</p> <p>明度: 8を超えるもの(7以下とする)</p> <p>彩度: R(赤)、YR(黄赤)系は8を超えるもの(7以下とする) Y(黄)系は6を超えるもの(5以下とする) GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)は4を超えるもの(3以下)</p> <p>※下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票を確認するものとする</p>  <p>建築物の色彩、材料</p> <p>4) 屋根(飾屋根を含む。以下同じ。)の色彩 <u>焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若しくは暗灰色</u>のいずれかの色彩又は<u>自然材料の素地色</u>とすること。</p> <p>5) 壁面の色彩 <u>茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色</u>のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の色彩との調和を図ること。</p> <p>工作物の色彩、材料</p> <p>6) 工作物(道路工作物、さく、鉄塔、処理施設等)</p>	
色彩		

		<p>こげ茶色、又は畑地内及び市街地にあつては灰色(亜鉛メッキ色)とすること。</p> <p>7) 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工とすること。</p> <p>8) 電柱 林地に接して設置するもので、<u>焦げ茶色</u>が適当と認められるは、焦げ茶色(既存の施設の更新や塗り替え時も同様)とすること。</p> <p>広告物等・案内誘導サインの表示・掲出、色彩、材料</p> <p>9) 広告物の表示面積や設置数は、必要最小限とすること。同一地点に複数の広告物を設置する場合には、統合を図ること。</p> <p>10) 光源は白色系のみ、<u>動光</u>や点滅はさせないこと。</p> <p>11) 店舗等への誘導看板は、幟等の野だて看板でないこと。</p> <p>12) 指導標、案内板等は、川湯地域、美留和地域、国道沿線などにおいて国立公園区域との調和を図るため、木材及び石材等の自然材料を用いる場合を除き、原則として<u>焦げ茶色</u>とすること。</p> <p>広告物等・案内誘導サインの表示デザイン</p> <p>13) 共通基準</p> <p>ア バリアフリー経路・誘導経路を意識し、サインの設置位置や向き、どこにサインがあるのか等、すぐにわかりやすい位置に配置すること。</p> <p>イ 国立公園のまちに配慮して、シンプルであきのこないデザインとすること。</p> <p>ウ 誰もが理解しやすいように、標準案内用図記号一覧及び道路標識令に定められたピクトグラムを使用すること。</p> <p>14) 表地面の色彩及び配色</p> <p>高齢者、障害者が見やすくわかりやすいものとする。なお、高齢者、障害者(特に色覚障害者)へ配慮した色彩を用いることを基本に、以下のとおり留意すること。</p> <p>ア 凶色(文字や案内図記号)と地色(背景になる部分)の明度差を十分大きくする</p> <p>イ 黒色に青色または黒色に赤色の色彩の組み合わせは用いない</p> <p>ウ 黄色に白色の色彩の組み合わせは用いない</p> <p>エ 赤系統と緑系統の色彩の組み合わせは用いない</p> <p>オ 赤色については、濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いて、他の色との境目に細かい白線を入れて目立つようにする</p> <p>カ その他、「緑と茶色」、「黄緑と黄色」、「紫と青」、「水色とピンク」は避ける</p> <p>キ やむを得ず上記の色相の組み合わせを用いる場合は、明度差をできる限り大きくする</p> <p>ク 案内地図に用いる色は、退色(色あせ)を考慮した色に配慮する</p> <p>15) 書体</p> <p>表示する基本書体は「国立公園フォント」を使用すること。 (広告物等・案内誘導サインには、標識等での使用が想定されている「TP 国立公園明朝 R」を採用する。) 表示方法やレイアウト、デザインは「標識整備における標準的な表示例(環境省)」を参照すること。</p>
敷地の外構・その他	修景	<p>1) 敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。</p> <p>付帯施設</p> <p>2) 駐車場及び取付道路 風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。</p> <p>3) 車庫及び倉庫等の小規模な付帯施設 極力、主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合にあっては、主たる建築物とデザイン、色彩及び材料の調和がとれていると認められるものであること。</p> <p>4) 外灯 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。</p> <p>5) 自動販売機 建物の庇の下に設置する、又は板張り等の自然材料により外側を囲む等して風致への影響の軽減が図られていることが認められるものであること。</p>
	緑化	<p>1) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。</p> <p>2) 支障木の伐採は、必要最小限に留めること。なお、支障木は修景のために必要な箇所へ移植すること。</p> <p>3) 修景緑化の際は、原則として現地産樹木と同種の樹木等により修景緑化すること。</p> <p>4) 法面及び廃道敷は、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き緑化すること。なお、緑化資材には、<u>郷土植物の積極的利用</u>を図る。郷土植物の導入に当たっては、周辺の地形や植生に合った種類(エンゾヨモギ、ケヤマハンノキ等)を用いること。</p>
	堆雪スペース	<p>1) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。</p>
	太陽電池発電設備	<p>位置・配置・規模</p> <p>1) やむを得ず設置する場合は、道路や展望地から望見できる場所や山の斜面への設置は避けること。</p> <p>2) 太陽電池発電設備の地上からの高さは5mを超えないこと。かつ、地上部分の水平投影面積の和も1,000㎡を超えないようにすること。</p> <p>3) 当該太陽光発電設備の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配は30%を超えないようにすること。</p> <p>4) 当該太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線を敷地境界線から5m以上後退させること。</p> <p>5) 太陽電池モジュールの反射光を抑える工夫をすること。</p> <p>6) 施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散配置とすること。</p> <p>修景・緑化</p> <p>7) フェンス等は、圧迫感を与えないよう道路等境界線から適切な後退距離を設ける。</p>

			<p>8) 道路や展望地から容易に望見できないよう、道路等と太陽電池発電設備の間は植栽し、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。</p> <p>9) 支障木の伐採は僅少におさえること。</p> <p>10) 送電線網はなるべく地中化を図ること。</p> <p>11) 太陽光発電設備が汚損、破損した場合、必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等すること。また、解体又は撤去する場合は、現地産樹木と同種の樹木等により当該敷地を修景緑化すること。</p>
開発行為	位置規模	位置	<p>1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。</p> <p>2) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。</p>
		規模	<p>1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。</p> <p>2) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源や周辺景観との眺望に配慮した規模とすること。</p>
	形状・緑化等	形状	1) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。
		資源の保全 緑化	<p>1) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。</p> <p>1) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。</p>

2 届出対象行為

2-1 景観計画区域（弟子屈町一般区域）

届出基準

行為の種類		景観計画区域(弟子屈町一般区域) 弟子屈町行政区域すべて対象	
建築物	新築または移転	H:13m または A:2000m ² を超えるもの	
	増築または改築	A が上記を超えるもの ※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10m ² 以下の場合には対象外	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
工作物	新設、または移転	さく、塀、擁壁等	H:5m を超えるもの
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H:15m を超えるもの
		風力発電設備	※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 15m を超えるもの
		煙突等	
		物見塔等	H:13m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13m を超えるもの
		彫刻、記念碑等	
		観覧車、コースター等	
		立体的施設(駐車場等)	
		製造施設(プラント等)	H:13m または A:2000m ² を超えるもの
		貯蔵・処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等		
	太陽電池発電設備	H:5m または A:1,000 m ² を超えるもの※ ※ただし、弟子屈町一般区域のうち、国立公園区域内では自然公園法の許認可基準を用いて規制を行うため、景観条例の適用除外地域とする。弟子屈町一般区域のうち国立公園の区域外で「H:5m または A:1,000 m ² を超えるもの」に該当する行為を行う際は、弟子屈町に届出を要する。 ※以下の場合には適用除外となる 1)総発電出力が 10 キロワット未満の太陽電池発電設備(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を除く。) 2)居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業 3)農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為	
	増築・改築	新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
	修繕、模様替え	新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
広告物の設置・掲出・表示		【北海道屋外広告物条例】にて規制	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		S:10000m ² または、のり面・擁壁 H:5m を超えるもの	

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積、太陽光発電は築造面積(パネルの設置される水平投影面積)) S:開発区域面積

2-2 景観重点区域①：国立公園の普通地域+阿寒方面～都市計画用途地域～普通地域を連絡する国道沿い（国道 391 号・241 号・243 号の一部）

行為の種類		景観重点区域① 国立公園の普通地域+阿寒方面～都市計画用途地域～普通地域を連絡する国道沿い(国道 391 号・241 号・243 号の一部)	
建築物	新築または移転	H:13m または A:2000m ² を超えるもの	
	増築または改築	A が上記を超えるもの ※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10m ² 以下の場合には対象外	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
工作物	新設、または移転	さく、塀、擁壁等	H:5m を超えるもの
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H:15m を超えるもの
		風力発電設備	※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 15m を超えるもの
		煙突等	
		物見塔等	H:13m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13m を超えるもの
		彫刻、記念碑等	
		観覧車、コースター等	
		立体的施設(駐車場等)	
		製造施設(プラント等)	
		貯蔵・処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等		
	太陽電池発電設備	<p>景観重点区域①では、 太陽光発電の規模に関わらず、全て届出対象(ただし、国立公園普通地域では築造面積 1,000 m²を超えるものは環境省へ届出、築造面積 1,000 以下のものは弟子屈町へ届出) 景観重点区域①に該当する地域では、当該太陽電池発電施設に関わる行為を行う場合において、その設置目的や規模にかかわらず<u>全て届出対象</u>*とする。 *ただし以下の場合は適用除外となる 1)総発電出力が 10 キロワット未満の太陽電池発電設備(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を除く。) 2)居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業 3)農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為</p> <p>※「国立公園の普通地域」で行為を行う場合 自然公園法に基づき、国立公園の普通地域では、築造面積 1,000 m²を超えるものは環境省へ届出を行う。築造面積 1,000 m²以下のものについては、弟子屈町へ届出を行う。</p>	
増築・改築	増新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの 太陽光発電施設については、増改築を行う場合は一律に届出対象とする		
修繕、模様替え	新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの 太陽光発電施設については、増改築を行う場合は一律に届出対象とする		
広告物の設置・掲出・表示	【北海道屋外広告物条例】にて規制		
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	S:10000m ² または、のり面・擁壁 H:5m を超えるもの		

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積、太陽光発電は築造面積(パネルの設置される水平投影面積)) S:開発区域面積

2-3 景観重点区域②：景観重点区域①以外の国道沿い（南弟子屈方面、中標津・別海方面の国道 391 号・243 号の一部）

行為の種類		重点区域② (南弟子屈方面、中標津・別海方面の国道 391 号・243 号の一部)	
建築物	新築または移転	H:13m または A:2000m ² を超えるもの	
	増築または改築	A が上記を超えるもの ※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10m ² 以下の場合には対象外	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
工作物	新設、または移転	さく、塀、擁壁等	H:5m を超えるもの
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H:15m を超えるもの
		風力発電設備	※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 15m を超えるもの
		煙突等	
		物見塔等	H:13m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13m を超えるもの
		彫刻、記念碑等	
		観覧車、コースター等	
		立体的施設(駐車場等)	H:13m または A:2000m ² を超えるもの
		製造施設(プラント等)	
		貯蔵・処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等	景観重点区域②では、 太陽光発電設備の高さ・規模に加えて、指定地域(土地種目)によっては届出対象 H:5m または A:1,000 m ² を超えるもの 景観重点区域②に該当する地域では、上記に加えて農用地及び農業振興地域において、 <u>土地種目が「原野」や「宅地」等農用地以外の種目となっている地域は、その設置目的や規模にかかわらず全て届出対象とする。</u> ※ただし以下の場合は適用除外となる 1)総発電出力が 10 キロワット未満の太陽電池発電設備(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を除く。) 2)居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業 3)農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為	
	増築・改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ※ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10m ² 以下の場合には対象外 太陽光発電施設については、増改築を行う場合は一律に届出対象	
	修繕、模様替え	新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの 太陽光発電施設については、増改築を行う場合は一律に届出対象	
広告物の設置・掲出・表示		【北海道屋外広告物条例】にて規制 →景観行政団体移行後も、北海道に届出を行う	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		S:10000m ² または、のり面・擁壁 H:5m を超えるもの	

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積、太陽光発電は築造面積(パネルの設置される水平投影面積)) S:開発区域面積